

議案第87号

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立奥沢区民センターの位置及び施設を変更するとともに、その使用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立区民センター条例（昭和47年12月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1世田谷区立奥沢区民センターの項中「東京都世田谷区奥沢三丁目47番8-201号」を「東京都世田谷区奥沢三丁目31番6号及び奥沢五丁目40番6号」に、「ロビー・資料コーナー 体育施設」を「ロビー」に改める。

別表第3の1の部世田谷区立奥沢区民センターの項を次のように改める。

世田谷区立奥沢	第1会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
区民センター	第2会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円

### 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 世田谷区立奥沢区民センターの施設の使用（施行日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、施行日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。
- 3 区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。